

平成23年2月15日

No.255

# 畜産会 経営情報

## 主な記事

- ① セミナー経営技術  
平成23年分の所得税確定申告のポイント 森 剛一
- ② セミナービジネス技術  
フットケアで牛を守る Part6(最終回) 森 達也
- ③ 行政の窓  
農山漁村の6次産業化の推進について
- ④ あいであ&アイデア  
手軽に作れて有効利用! 飼箱で「ふんかき棒」 黒木 強
- ⑤ 牛肉・豚肉、子牛市況

## 社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2ディーアイシビル9階  
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

## セミナー 経営技術

### 平成23年分の所得税確定申告のポイント －新刊「畜産経営者のための青色申告の手引き」から－

森税務会計事務所 森 剛一

「畜産経営者のための青色申告の手引き－平成22年度制度改正対応－」（森剛一、志渡和男共著）が、このほど、(社)中央畜産会から発刊されました。サブタイトルの「平成22年度制度改正対応」とは、平成23年分の所得税確定申告に対応したという意味もありますが、平成22年度税制改正による変更点は、寄附金控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられたことぐらいで、平成22年度制度改正の主な点は、税制改正よりも、畜産関係の経営安定対策が大幅に見直されたことにあります。そこで、同書の中から、2月15日から始まる今年の確定申告のポイントを紹介します。

## 経営安定対策の経理の基本と 養豚経営安定対策補てん金



平成22年度は、平成21年度までの子牛生産拡大奨励金に代わるものとして、肉用牛繁殖経営支援交付金制度が創設されたほか、平成21年度まで県団体ごとに実施されてきた肉用牛肥育経営安定対策補填金制度（マルキン）

に代わって、全国一本の制度として肉用牛肥育経営安定特別対策補填金制度（新マルキン）が創設されました。また、平成21年度まで実施されてきた地域肉豚価格差補填金制度に代わって、養豚経営安定対策補填金制度が創設されました。

## (1) 補てん金の収益計上時期と消費税

法令に基づき交付を受ける給付金などについては、その給付の事実があった日の属する事業年度終了の日において金額が未確定であってもその金額を見積もるのが原則ですが、農業関係の交付金・補てん金については、その交付の原因となった農畜産物の販売の事実から交付金等の交付までの期間が長いものもあり、その金額の見積もりが困難な場合が多いのが実状です。このため、農業関係の交付金などの収益の計上時期については、一般に、支払の通知を受けた日または交付を受けるべき日の属する年分の収益に計上することが認められています。

畜産関係の経営安定対策の補てん金のうち、養豚経営安定対策補てん金、鶏卵価格差補てん金については、補てん金単価の公表が行われた日の属する年（事業年度）において収入金額（益金の額）に計上します。例えば、養豚経営安定対策は、四半期ごとに補てん金が交付されますが、平成22年度第3四半期（平成22年10月～12月）の補てん金の交付が行われる場合、平成23年2月上旬に交付されます。

このため、個人事業者において、平成22年度第3四半期に出荷した豚の販売金額は平成22年分の収入金額になりますが、これに対応する補てん金は、平成22年分ではなく、平成23年分の収入金額に計上することになります。

ただし、肉用子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援交付金（旧・子牛生産拡大奨励

金）、肉用牛肥育経営安定特別対策補てん金（新マルキン）は、対象牛を売却した日の属する年分の収入金額に計上します。これは、肉用牛免税による免税所得の計算において収益と費用を対応させる必要があるからです。

消費税について、経営安定対策の補てん金は、保険金に準ずるものまたは国から受ける補助金などとして、不課税収入になります。

## (2) 生産者負担金の費用計上時期と消費税

畜産関係の経営安定対策に係る生産者負担金のほとんどは、国税庁長官が指定した「特定の損失等に充てるための負担金」（所得税法施行令167条の2又は法人税法施行令第136条）に該当し、税務上必要経費または損金に算入されます。養豚関係についても、平成21年度まで実施されてきた地域肉豚生産安定対策事業などの生産者負担金は、国税庁長官の指定を受け、負担金を支出した年（事業年度）の必要経費（損金）の額に算入してきたところです。

しかしながら、特定の損失などに充てるための負担金として必要経費（損金）算入が認められるのは、公益法人等（公益社団法人など法人税法第2条第6号（定義）に規定する法人）の業務に係る基金に限られます。平成22年度から実施する養豚経営安定対策については、独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）が運営主体となっていますが、ALICは公益法人等に該当しません。また、平成22年度については都道府県の畜産協会などを通じた加入方式も認められていますが、平成22年度の1年限りであることから、平成22年度

の養豚経営安定対策については、国税庁長官の指定を受けないまま実施されることになりました。

このため、平成22年度の養豚経営安定対策の生産者負担金の会計処理は、負担金を支出した年（事業年度）において資産計上したうえで、補てん金を収益に計上した年（事業年度）において補てん金のうち生産者負担金相当額を必要経費（損金）に算入することになります。この点、平成21年度まで実施されてきた地域肉豚生産安定対策や他の畜産関係の経営安定対策と取扱いが異なるので注意が必要です。

消費税について、経営安定対策の生産者負担金は「保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するもの」として、非課税仕入れとなります。ただし、県協会等の手数料相当額については、消費税の課税仕入れとなります。

### (3) 養豚経営安定対策の経理処理

#### ① 生産者負担金

生産者積立金について、たとえば、肉豚100頭分の5万8000円が普通預金から引き落とされた場合、従来は次のように仕訳をしていました。

通常年度の仕訳例：

共済掛金 5万8000円

普通預金 5万8000円

これに対して、平成22年度の養豚経営安定対策事業の生産者負担金について支出した年には必要経費に算入されません。これについて農林水産省は、生産者が生産者負担金を支払った時においては仮払金として処理するよ

う指導しています。しかしながら、「仮払金」とは、帰属すべき勘定又は金額の確定しない支払金を表す勘定です。従って、平成22年度は、仮払金の代わりに「預け金」勘定を用いて次のように仕訳することをお勧めします。

平成22年度の仕訳例：

預け金 5万8000円

普通預金 5万8000円

#### ② 補てん金

補てん金について、例えば、4月に出荷した肉豚100頭分について、730円の単価によって交付が行われた場合、従来は、次のように仕訳をしていました。

通常年度の仕訳例：

普通預金 7万3000円

価格補填収入 7万3000円

補てん金は、販売に伴ってその数量に基づき交付され、販売により実現するものですので、「価格補填収入」勘定により営業収益として取り扱い、売上高の区分に記載します。ただし、個人農業者の青色申告決算書において、価格補填収入は、雑収入に含めます。

これに対して、平成22年度は、次のように仕訳します。

平成22年度の仕訳例：

普通預金 7万3000円

預け金 3万6500円

価格補填収入 3万6500円

農林水産省の指導では、補てん金に生産者負担割合（2分の1）を乗じて計算した金額を、仮払金の取崩しとして処理するとともに損金に計上するとしています。これについ

て、補てん金の全額を収益に計上したうえで、生産者負担分の取崩額を費用として処理する方法もありますが、上記の仕訳のように生産者負担分を預り金の貸方として経理し、残額を収益（価格補填収入）に計上しても結果は同じになります。

なお、平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）によって、特定の基金に対する負担金などの損金算入の特例の対象となる負担金にALICに対する養豚経営安定対策補填金制度の生産者負担金が追加されることになりました。このため、平成23年度の養豚経営安定対策については、従来通りの経理処理に戻る見込みです。ただし、平成22年度に支出した生産者負担金については、預り金（または仮払金）残高がゼロになるまで継続して取り崩す処理を行っていく必要があります。

## 肉用牛免税の免税所得の計算

「畜産経営者のための青色申告の手引き」では、個人農業者の肉用牛免税の免税所得について、肉用牛の売却所得の計算対象の収入と経費の範囲を一覧表にするなど、具体的な計算方法を示しています。また、平成20年度税制改正において、免税対象牛の売却頭数の上限が年間2000頭に制限されたため、個体別の原価計算に基づいて肉用牛の個体別の利益を算出することが重要になっていますが、そのための所得計算の明細書の様式例も載せています。

なお、平成23年度税制改正では、肉用牛免税制度について、免税対象牛の売却頭数要件

の上限が年間1500頭（現行年間2000頭）に引き下げられます。また、交雑種（F<sub>1</sub>）について免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上（現行100万円以上）が除外されます。肉用牛免税制度の改正は、個人は平成24年分から、法人は所要の経過措置を講じたうえで平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用されることになります。

## 事業継承と相続時精算課税制度の活用



「畜産経営者のための青色申告の手引き」では、事業継承と法人化の税務についても解説しています。これに関連して、平成23年度税制改正では、相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられることになりました。親子間の事業承継の課題は、不動産以外の農業用財産、たとえば棚卸資産や農業機械や搾乳牛などの減価償却資産などの取扱いです。税務上、不動産以外の農業用財産（動産）については、貸与であっても原則として贈与があったものとして取り扱われるのが原則となっています。

不動産以外の農業用財産への贈与税課税の対応策として、従来は、「不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書」（資猶34-A-4）という様式を提出する方法を提案してきました。棚卸資産以外の動産で特に書面で贈与を留保する旨の申出があり、かつ、その申出のあった財産の価額を、旧経営者を被相続人とする相続財産価額に算入することを了承したものについては贈与がなかったものとして取り扱われることになっているから

です（昭35直資15）。しかしながら、この様式は国税庁のホームページに掲載されておらず、税務署によってはこの方法による農業用財産の貸借を認めていないケースもあります。贈与と認定された場合、贈与財産の価額の合計額が贈与税の基礎控除額の110万円を超えるときは、累進税率による贈与税が課税されることになります。

そこで、「不動産以外の農業用財産の贈与を留保する旨の申出書」を提出する方法に代えて、今後は、相続時精算課税制度を活用することをお勧めします。相続時精算課税制度を選択すると2500万円までであれば贈与があっても課税されません。相続時精算課税制度とは、平成15年度税制改正により創設された制度で、贈与段階での課税について相続時の精算を前提にした概算払いと考え、贈与税を大幅に軽減したものです。現行の税制では、贈与者が65歳以上の親、受贈者は20歳以上の子（推定相続人）の場合、制度の対象となります。

一方、農業者年金の旧制度の経営移譲年金では65歳までに農業経営を廃止しなければ受給できません。このため、経営移譲年金による後継者移譲の際に贈与者の年齢要件が65歳以上となっている現行の相続時精算課税制度を活用しにくいという問題がありました。しかしながら、相続時精算課税制度の贈与者の年齢要件が60歳以上に引き下げられることによって、制度が一段と活用しやすくなります。

平成23年度税制改正による相続時精算課税

制度の適用要件の見直しでは、贈与者の年齢要件が60歳以上（現行65歳以上）に引き下げられるほか、受贈者の範囲に20歳以上である孫（現行推定相続人のみ）が追加されます。なお、相続時精算課税制度の改正が国会で成立した場合、原則として平成23年1月1日以後の贈与に適用されることになります。

相続時精算課税制度の適用を受けるには、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に相続時精算課税選択届出書を添付して提出します。申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。相続時精算課税制度と暦年課税のいずれを選択するかは受贈者（子）が行い、受贈者である子それぞれが贈与者である父、母ごとに選択でき、特別控除額は複数年にわたって利用できます。ただし、相続時精算課税は、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなった時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。贈与財産の価額の合計額が特別控除額の2500万円を上回った場合、上回る部分の金額に一律20%の税率による贈与税が課税されます。

なお、相続時精算課税制度を活用した事業承継によって贈与する財産は搾乳牛などの生物や農業用機械、棚卸資産が主体となります。が、農業用の不動産を含めても2500万円以内になるときは、不動産も贈与財産に含めた方が良いでしょう。

（筆者：農業経営コンサルタント、税理士）

セミナー

## 生産技術

## フットケアで牛を守る ー蹄の役割と護蹄管理ー

Part 6（最終回）「フットケア、それは牛への愛の贈り物」

日本装蹄師会 森 達也

このシリーズも今回で最後となります。そこで取りまとめとして「牛のフットケア」と、フットケアのエキスパートである「認定牛削蹄師」についてお話ししましょう。

## フットケアは牛の快適生活

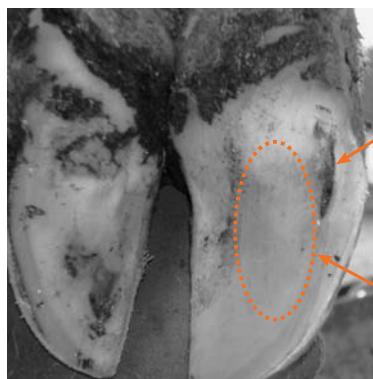


フットケアは、「Foot=蹄」と「Care=管理・保護」という2つの単語から成る英語で、日本語では一般的に「護蹄管理」といわれています。ここで使われている「蹄」という用語の意味は、何度も説明しているように蹄の外層を覆っている硬い角質部分だけを指すのではなく、その内部にある知覚部や弾力装置、骨組織なども含んでいます。そのため、フットケアは、「蹄を構成するあらゆる構造とその機能を保護し、蹄の健全性を保つ総合的な管理技術」といえますね。

前回お話ししたように、「削蹄」は、伸びすぎて不安定になった蹄に対し、不必要的蹄鞘を切除することで、局所に加わる過剰な力を分散させ、蹄の安定性を確保する技術です。適切な削蹄は、蹄病や跛行の発生リスクを軽減させ、さらに適正な採食行動や運動を可能にすることで、牛の生産性を高めることができます。

しかし、「削蹄」だけで牛の蹄の全てを管理することはできません。牛床（ベッド）や路面に多量のふん尿などが放置されると、蹄は常に湿潤・不衛生な環境の中に置かれることになり、蹄鞘の劣化による蹄形異常や細菌感染などによる感染性蹄病の発生リスクが高まります。また、このような環境では、路面が滑りやすくなるので、牛が歩行中に滑走して、関節や骨などに障害が発生する原因にもなりかねません。さらに、毎日、コンクリート製の硬い路面やベッドの上で、長時間立ったり、歩いたりする環境で飼育されると、蹄底や白帯の角質の内側にある柔軟な組織（蹄底真皮）が圧迫を受けて、内出血（蹄血斑）が発生し、白帯病などの蹄病や跛行の原因となります（写真1）。

このように、フットケアは蹄に直接触れることになる路面やベッドの状態（アシ下環境）についても考慮する必要があります。また、蹄葉炎などの一部の蹄病では、不適切なエサの給与が原因となる全身的な代謝障害や



(写真1) 蹄血斑と白帯病



(写真2) 蹄葉炎



内科疾患の一症状として発生することもあります（写真2）。このように、削蹄など、蹄を直接処置する方法だけでは十分なフットケアは行うことができません。

それでは、適切なフットケアを行うためには、どのようなポイントに注意すべきなのでしょうか？蹄は、牛の重たい体重を支え、運動の際には摩擦で減り、さらにふん尿や敷料などからの厳しい汚染環境によく耐えていますが、あくまでも牛の体の一部です。そのため、その牛自体が健康に生活できるような環境ならば、蹄の健康も維持できることは容易に想像できるでしょう。

実は、フットケアは特別な管理方法ではなく、牛が快適に生活できる飼育環境を提供することなのです。そのため、畜産先進国である欧米では、牛削蹄師や蹄病処置を専門とする獣医師などは、フットケアと同じような意味で、「Cow=乳牛」と「Comfort=快適」という単語から成る「カウコンフォート」という用語をしばしば用います。

これは、「牛（乳牛）への快適な環境」というような意味ですが、あくまでも畜産業という諸々の制約の範囲内で、牛が可能な限り

快適に過ごせる環境を提供するというもので、飼育者の目線だけではなく、牛側から見ても快適な飼育環境を採り入れることを意味しています。

そして、このカウコンフォートの概念は、現在、注目されている「アニマルウェルフェア」と密接に関連しており、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛の飼養管理指針」（社畜産技術協会）の中にも、このカウコンフォートの考え方方が随所に盛り込まれています。

### フットケアの項目： 蹄を護る日常の管理ポイント



フットケアは牛の肢蹄に対する総合的な管理技術なので、日常の飼養管理の多くの部分と関連しています。ここでは、その中で重要な項目について簡単に説明します。

#### (1) 定期的な蹄のメンテナンス

##### ① 削蹄

通常の削蹄（機能的削蹄）は、少なくとも年2回以上行わなくては効果が現れません。乳牛では、分娩の1～2カ月前と分娩後3～4カ月後をメドに削蹄すると、跛行や蹄病の発生リスクが低く、乳量の損失を軽減できま

す。また、フリーストール牛舎で飼育されている乳牛では、後肢外蹄の生長が思いのほか早いので、4ヵ月に1度の削蹄が推奨されています。タイストール牛舎で飼育され、運動が極端に制限されている乳牛であっても、可能であれば年3～4回の削蹄が必要だといわれています。もちろん跛行や異常蹄への対処を目的とした矯正削蹄は、さらに頻繁に行う必要があります。

## ② フットバス（蹄浴）

フットバスは、基本的には蹄病の予防を目的に行います。浴槽のサイズは、だいたい長さ3m、幅1m、深さ15cmで、その底の部分はほぼ水平になるようにします。使用する薬剤は、以前はホルマリンや硫酸銅が用いられましたが、人や牛の体への影響、環境汚染防止やポジティブリストなどの観点から、現在は、グルタクリーン（販売元：日本全薬工業株）、石灰乳、パコマ（製造・販売元：株科学飼料研究所）などが用いられるようです。

また、これらの薬剤も、説明書に記載されている適切な濃度で使用すべきです。蹄にふん尿などの汚物が付着したままフットバスに入場すると薬剤の効果が減退するので、水の入ったフットバスやホースによる流水などを用いて、事前に蹄を洗浄してから薬剤の入っているフットバスに入場させます。そして、フットバス通過後は、蹄を早急に乾かすために、牛が清潔で乾燥した状況で立てるような環境を確保することも大切です。フットバスの薬浴頻度については、牛群の健康状態や牛舎環境で決定しますが、同一牛群や同じ牛舎

内で飼育されている牛は、全て一緒に実施するように心掛けます。

## (2) やさしいアシ下環境

### ① 床面と敷料

一般的に牛床や通路の床面は、コンクリートで作られていますが、このように硬い床面の上で、牛が長時間にわたって立ち続けたり、歩いたりすると、蹄下面の内部にある軟らかい真皮が障害を受け（挫傷：蹄血斑）、さまざまな蹄病の原因にもなる潜在性蹄病（写真1）の発生リスクが高まります。そのため、ワラ、マット（ゴムマット、ゴムチップやゴムチューブのマットなど）、ウッドチップ、オガクズ、戻したい肥、砂などの柔らかな敷料（写真3）を豊富に投与して、蹄を保護しなくてはなりません。そして、敷料によって牛床の快適性が向上すると、牛が長時間気持ちよく横になることができるので（写真4）、蹄に加わる力学的ストレスや褥創（床ずれ）も劇的に軽減します。

一般的に、成乳牛では1日に14～16時間横臥できる環境にないと、跛行のリスクが高まるといわれています。また、適切な敷料を用いると、起立する際のアシの外傷や歩行時の



（写真3）砂の敷料



(写真4) 快適なベッドで横臥する乳牛

滑走も防止することができます。滑り止め用のスリット（溝）が刻んである路面やコンクリートを打ったばかりの新しい床面では、表面が粗造で、歩いた時に蹄鞘が過剰に摩耗することがあります。このような場合は、削蹄の際に削切量を加減します。また、通路や運動場に小石が多いと、蹄下面の挫傷などが発生する原因となるので、牛が通るところにマットを敷いたり、砂を撒いたりして、蹄への力学的ストレスを改善すると良いでしょう。また、牛床や通路にも敷料を導入したり、放牧したりすることで、跛行の発生は少なくなります。

## ② 牛床の数とサイズ

タイストール牛舎では、常に牛が繋がれていますので、牛一頭一頭に牛床が割り当てられます。フリーストール牛舎でも、全ての牛が牛床に入って休むことができるよう、牛床の数は、基本的にその区画で飼育されている牛の数と同等以上が必要です。もし、牛床の数が牛の数よりも少ないと、若い牛や弱い牛は、牛床内で休むことができず、長時間、通路で立つことになるので、跛行のリスクが高まります。牛床のサイズは、牛が楽に寝起き

できるような広さが必要です。

タイストールの場合、小さすぎる牛床では、不自由な姿勢で起立・横臥することになるので、滑走など思わぬ事故につながる恐れがあります。また、後アシが頻繁に尿溝に落ちるため、蹄が常に湿潤となり、不衛生な状態になります。このような場合は、尿溝にスノコや鉄板を敷いて、後方への移動範囲を広げる方法もあります。一方、あまり長すぎる牛床では、ふん尿が尿溝にうまく落ちないため、牛床が湿った汚物で覆われ不衛生な状態になるので、牛自体の衛生状態が悪化し、起立・横臥の際に滑りやすくなる恐れもあります。

## ③ 衛生環境

蹄のためだけに限らず、牛自体は清潔で適度に乾燥した環境で生活できるのがベストです。そのため、牛床や通路も、可能な限り清潔で乾燥した状態が維持できるように努めるべきです。牛床や通路にあるふん尿や汚染した敷料は頻繁に除去します。自動スクレイパーなどが備え付けられている場合は、それらを頻繁に作動し、汚物を除去します（写真5）。また、床面に石灰などの消毒剤を散布



(写真5) 頻繁な通路の清掃

することで、感染性蹄病の発生リスクも軽減できます。

#### ④ 通路

フリーストール牛舎では牛が自由に歩き回りますが、弱い牛や若い牛が通路で古参の強い牛と鉢合わせした際に素早く逃げられるように、通路を広めにし、あるいは所々に避難できる脇道を確保しておく必要があります。

#### (3) 日々の行動観察

##### ① 横臥時間の確認

牛は横になることを好む動物です。一般的に、成乳牛では、1日に12時間～14時間は横臥し、その間に食べた餌をゆっくりと反芻することが、健康を維持するためには必要だと言われています。海外では、1日に8時間しか横臥できない牛舎環境で飼育されている乳牛は、14時間横臥しているものと比べて、蹄病発生率が約4倍になるという報告もあります。また、搾乳のためにミルキングパーラーで90分以上立ったまま待機したり、水飲み場での順番待ちが長かったり、採食1時間後でも牛群の10%以上の牛が立ったままの状態でいる環境では、その牛群自身の跛行や蹄病の発生率が上昇します。そのため、牛が快適に横臥できることを確認する日々の観察はとても重要なフットケアの一つです。

##### ② 跛行と潜在性蹄病の確認

跛行診断は難しい技術ですが、牛では、背中の凸彎状態

(表1) 跛行スコア

スコア (点数)	跛行の状態	判断基準
1	正常	駐立・歩行ともに背線が真っ直ぐ
2	軽度	歩行で背線が凸彎
3	中等度	駐立・歩行ともに背線が凸彎
4	やや重度	駐立・歩行ともに背線が凸彎、歩様異常
5	重度	歩様異常、駐立異常時3肢以上に異常

を確認する跛行スコア(表1)を用いると便利です。アシや蹄のトラブルが発見され、治療を受けている牛の多くはスコア4および5ですが、スコア2や3の時点ですでに跛行が発生しているので、見逃さないように注意しましょう。この時点で対処した方が、損失が少なくてすむのです。成乳牛の跛行の90%以上は蹄に問題があり、その内の95%は後アシの蹄が原因だといわれています。そのため、後アシの蹄の異常を早期に発見し、削蹄で対処しただけでも跛行の牛を相当数減らし、損失を少なくできます。後アシの蹄の異常や削蹄適期は、側方から見た極端な「曲飛」や後



X状肢勢



曲飛節

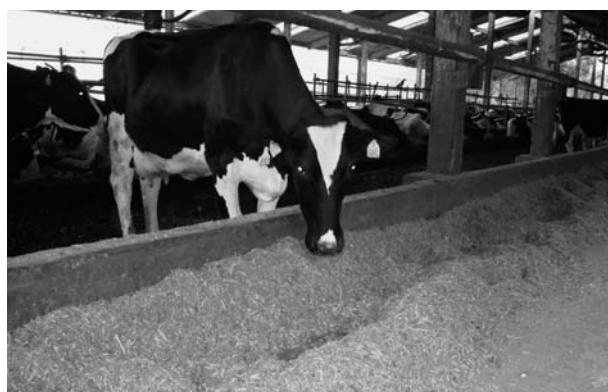
(写真6) 後肢の削蹄を見極める簡易方法

方から見た極端なX状肢勢を目安にすると、簡単に見極めることができます（写真6）。

#### ④ 牛や蹄に適した栄養管理

牛は、ルーメン（第1胃）の中に特殊な微生物を確保して、食べた牧草をその微生物に分解させて、その産物を栄養として利用しています。乳や肉の生産性を向上させるためには、栄養価が高い濃厚飼料を与える必要がありますが、その割合が極端に高くなると、ルーメンの環境が激変し、内部に棲み着いていた微生物の多くが死んでしまうため、消化異常が起こり、最終的には蹄底血斑や蹄葉炎などが発生します。

これを防ぐためには、食餌中の濃厚飼料の割合を下げる他に、1度に多量の濃厚飼料を与えるのではなく数回に分けたり、濃厚飼料に先立ち粗飼料を給餌したり、飼槽には常に粗飼料を補給する（写真7）など、牛が粗飼料を食べる量を増やすための工夫をすることが重要です。また、肝臓の機能や脂肪の代謝の異常と蹄病との関係を指摘する研究者もいます。蹄鞘が軟化や劣化しているような牛に対しては、ビオチンや亜鉛メチオニンなどが添加されているサプリメントを添加すると蹄



（写真7）飼槽内に常に補給される良質の粗飼料

質が改善します。ただし、その場合でも他のフットケアが良好な状態に維持されていないと効果は低くなります。

#### ⑤ その他

##### ① 新しい牛の導入法

牛舎内に新たに牛を入れる場合は、趾皮膚炎などの感染性蹄病の予防のため、少なくとも2週間は別の牛舎で飼育し、蹄を含めて全身状態を詳細に観察します。

##### ② 分娩前後の管理の適正化

一般的に蹄の異常は、分娩前後に多発する傾向があるので、その時期の飼育管理には、特に気を配る必要があります。初産牛が蹄病に罹患すると、その後の分娩のたびに蹄病が再発する危険が高まります。そのため、分娩2～3週間後まで敷料が豊富な柔らかい牛床に移し、その後、通常の牛床に戻すといいでしよう。

#### 牛削蹄師の認定資格と日本装蹄師会の役割



牛の生産性の向上やアニマルウェルフェアの観点から、フットケアの必要性の認識が高まる中、そのエキスパートとしての「認定牛削蹄師」の役割は重要性を増しています。認定牛削蹄師とは、昭和45年から社団法人日本装蹄師会が行っている資格認定制度によって認定された牛削蹄師のことです、現在は約900人が活動しています。認定資格は、技術レベルに合わせて、2級、1級、指導級の3つのクラスに分けられ、それぞれのクラス毎に講習会を受講して、試験に合格する必要があります（図1）。2級認定資格では、全国を北

## (図1) 認定牛削蹄師の認定資格

## 指導級認定牛削蹄師：

- 講習会・試験：毎年1回関東地方で開催  
レベル：  
・変形蹄への矯正削蹄ができる  
・牛群の削蹄管理ができる  
・1級や2級の指導ができる

## 1級認定牛削蹄師：

- 講習会・試験：毎年1回関東地方で開催  
レベル：  
・不健康な蹄への削蹄処置ができる  
・牛群の削蹄管理ができる

## 2級認定牛削蹄師：

- 講習会・試験：全国6ブロックで毎年1回開催  
レベル：  
・健康蹄に対して機能的削蹄ができる

海道、東北、関東甲信越、近畿東海、中国四国、九州の6つのブロックに分け、各ブロックで毎年1回、3日間にわたる講習会・試験を開催しています。

日本装蹄師会は、認定牛削蹄師の資格認定の他、それら認定牛削蹄師の技術向上を目的に、研修会や機関誌などを通じて、フットケアに関するさまざまな最新情報や技術を提供し、さらに牛の飼養者を対象に、フットケアの普及啓蒙を図る事業を展開しています。

また、日本装蹄師会では「全国牛削蹄競技大会」を昭和33年から開催しています（写真8）。全国各地で行われる地方予選大会を勝ち抜いた認定牛削蹄師が一堂に会し、牛削蹄技術の最高峰を決める大会で、53回目（昨年は口蹄疫のため開催自粛）となる今年は、10月に関東地区での開催が予定されていますので、ぜひご覧になることをお薦めします。

牛のフットケアや削蹄に関するお問い合わせについては、日本装蹄師会にご相談ください（電話：03-5833-1751、ホームページ：



(写真8) 平成21年の全国牛削蹄競技大会の一コマ

<http://www.farriers.or.jp/>）。

## おわりに



このシリーズを通じて、牛蹄の優れた特性とそれを生かすフットケアが畜産経営に与える恩恵の一端をご理解いただけたら幸いでです。重たい牛の体を支える小さな蹄は、その重労働に耐えるためのすばらしい構造や機能を持っているとはいえ、生身の構造物でもあります。過酷な環境下でのその苦勞を少しでも理解し、フットケアのエキスパートである認定牛削蹄とともに、牛と蹄に優しい環境づくりに向けて邁進していただきたいと思います。それが、われわれのために肉や乳を提供してくれる牛への愛の贈り物と信じて…。

## 訂正

本シリーズのPart 1 「牛が蹄を持った理由」の写真1と写真2（No.250 4ページ、5ページ）で、写真の提供をいただいた方の氏名に誤りがありました。正しくは「川上茂久氏」でした。お詫びして訂正いたします。

（筆者：日本装蹄師会 装蹄教育センター 研究部長）

## 行政の窓

# 農山漁村の6次産業化の推進について

農林水産省総合食料局 吉岡 崇治

## はじめに



わが国の農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行など厳しい状況にあり、早急にその活力の再生を図ることが不可欠です。このため、農林水産業・農山漁村に潜在する資源を有効に活用し、さまざまな産業の有する知見と結びつけ、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「農山漁村の6次産業化」を推進することが求められています。

このため、農林漁業者等の事業の多角化、高度化等を促進する新たな道筋を作り、6次産業化の推進のための中核となるとともに、地産地消の取り組みを促進する「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」が昨年12月3日に公布されました（政省令、基本方針は現在パブリックコメントを実施しており、六次産業化法の施行は3月1日を予定しているところです）。また、六次産業化法とあいまって、農林漁業者等の6次産業化の取り組みを促進するため、平成23年度予算として「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」について取りまとめたところです。

## 農山漁村の6次産業化とは



農業者が農産物を生産するだけでなく、生産した農産物を使用した加工品を製造したり、直接実需者や消費者に販売したりする取り組みは従来から全国各地で行われてきました。また、このような取り組みについて、1次産業（農業）×2次産業（農産物の加工、食品の製造）×3次産業（小売業など）で6次産業化と呼ばれています。

このような先行的な取り組みなどを踏まえ、農林水産省としても、昨年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、6次産業化を主要施策の一つとして位置づけています。この基本計画において、6次産業化とは「農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマス（中略）に至るあらゆる「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す」こととしています。これは、農林水産省が推進する6次産業化の対象としては、農業者による取り組みはもとより、他産業との連携した取り組みである農商工連携も含まれ、また、農産物の加

(図1) 農山漁村の6次産業化の考え方

- 雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村の6次産業化を推進。



工・販売のみならず、バイオマスなどの農山漁村に存在する資源を活用した新産業の創出まで含むことを示しています。このように、6次産業化は、農山漁村地域において新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保することで、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会の構築を目指しています（図1）。

### 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」（6次産業化関係部分）について（図2）

六次産業化法は、農林漁業者等による事業の多角化および高度化（農林漁業者による加工・販売への進出等の「6次産業化」）に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（「地産地消等」）を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与す

ることを目指しているものです。

六次産業化法の具体的な内容は次の通りです。

- (1) 農林水産大臣が、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化<sup>(※1)</sup>の促進に関する基本方針を定めることとします。

※1 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化

単独又は共同の事業として農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したものとします。

- (2) (1)の基本方針を踏まえ、農林漁業者等が、単独又は共同して、総合化事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると—

- ① 農業改良資金融通法等の特例（償還期限・据置期間の延長等）
- ② 農地法等の特例（農地転用手続きの簡素化等）

(図2)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び  
地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）

**1 前文、目的（第1章）**

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

**2 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（第2章）[6次産業化関係]**

(1) 総合化事業計画（農林水産大臣が認定）

- 農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一貫的に行う事業活動に関する計画
  - 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象（支援措置）
    - 農業改良資金融通法等の特例（償還期限及び据置期間の延長等）
    - 野菜生産出荷安定法の特例（指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付）等
- (2) 研究開発・成果利用事業計画（農林水産大臣及び事業所管大臣が認定）
- 民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画（支援措置）
    - 種苗法の特例（出願料・登録料の減免）
    - 農地法の特例（農地転用許可に係る手続の簡素化）等

**3 地域の農林水産物の利用の促進（第3章）[地産地消関係]**

(1) 基本理念

①生産者と消費者との結びつきの強化、②地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化、③消費者の豊かな食生活の実現、④食育との一貫的な推進、⑤都市と農山漁村の共生・対流との一貫的な推進、⑥食料自給率の向上への寄与、⑦環境への負荷の低減への寄与、⑧社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組を促進すること。

(2) 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定

(3) 国及び地方公共団体による必要な支援の実施

**4 施行日**

[第1章（目的）、第3章（地産地消関係）] 公布の日（平成22年12月3日）

[第2章（6次産業化関係）] 公布の日から6か月以内（平成23年3月1日を予定）

- (3) 野菜生産出荷安定法の特例（リレー出荷支援）  
等の支援措置を受けることができるようになります。
- (3) また、農林漁業者等による加工・販売への進出などの農林漁業および関連事業の総合化の促進に特に資する研究開発並びにその成果に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると—
- ① 種苗法の特例（出願料などの減免）
  - ② 農地法の特例（農地転用手手続きの簡素化）等の支援措置を受けることができるよう
- (3) 農産物の加工、販売（直売所）、食材提供（レストラン）施設の整備、新商品の開発等を推進するための予算措置等を講じること等により、6次産業化が地域の大きな運動として展開されるよう、体系的、一貫的な政策推進に努めていくこととしています。
- 畜産業に携われている方々におかれても、積極的に6次産業化に取り組んでいただき、地域の活性化が図られることを期待するものです。
- (筆者：農林水産省総合食料局食品産業企画課課長補佐)

なるものです。

農山漁村の6次産業化の  
推進のために



今後、農林水産省としては、農山漁村の6次産業化を推進するため、

(1) 六次産業化法の制定趣旨や狙いを農林漁業者等に対し、正確に周知するとともに、

(2) 地域一体となって、6次産業化を支援するための体制を整備するため、昨年10月に設置した地方農政局等のワンストップ相談窓口で、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の方々からの個別相談への対応や、地域段階における6次産業化プランナーの配置による事業計画の策定の支援を図り、

## あいであ & アイデア

# 手軽に作れて有効利用！ 飼箱で「ふんかき棒」

黒木 強

分娩豚舎における哺乳豚の良好な発育や疾病の水平感染防止等のため、老朽化したり壊れて不要となったステンレス製餌箱を使って手軽に作れるT字型の「ふんかき棒」を紹介します。

### きっかけ

私は、鹿児島県肝付町でバークシャー種母豚120頭の一貫経営を営んでいますが、疾病対策には特に気を使つており、色々と工夫・実践してきました。

その1つとして、哺乳豚の良好な発育と事故軽減のために、分娩ゲージ内を常に清潔に保ちたいと考え、手軽に分娩ゲージを清掃できるものとして、不要となった餌箱の再利用を思いつき、作成してみました。



手軽に作れるT字型の「ふんかき棒」

### 「ふんかき棒」の作り方

- ①ふんをかき出す部分に、老朽化したり壊れて不要となった餌箱を解体したステンレス板を切断機で幅25cm、高さ9cmの半円形にくり抜きます。カーブの頂部に、長さ15cmに切った直径8mmのステンレス製の棒をL字に加工し、溶接します。
- ②5～7cmに切った直径3.2cmのステンレス製のパイプをL字型の棒の下に溶接し、くぎが入るほどの大きさの穴をドリルなどで開けます。
- ③柄の部分は、長さ180cm・直径3cmの棒を半分(90cm)に切断します。
- ④最後にステンレス製のパイプに柄を差し込んで、くぎで止めれば完成です。



「ふんかき棒」全体写真

木の柄とステンレス製の棒、パイプはホームセンターで購入し、費用は1本当たり600円程度です。

餌箱の大きさにもよりますが、1つの餌箱のステンレス部分から何個も作成でき、1本当たりの作成時間も15分程度と手軽にできます。



作業風景



使用後は高温高圧洗浄機で熱消毒

## 「ふんかき棒」の利用方法

60ゲージある分娩舎に常時25～35頭の母豚がいますが、分娩ゲージ内に残ったふんを、毎日「ふんかき棒」で清掃しています。

疾病の水平感染防止にも細心の注意を払っているため、「ふんかき棒」は必ず1ゲージにつき1本の利用としています。

そのため、現在約40本の「ふんかき棒」を利用し、1本で複数の分娩ゲージを清掃することはできません。

また、1腹ごとに離乳まで使用した「ふんかき棒」は、高温高圧洗浄機で熱消毒しています。



きれいな分娩ゲージの中で粒の揃った哺乳豚

「ふんかき棒」としての用途以外にも、哺乳豚の保温箱などへの追い込みなどにも便利です。

このように不要となった餌箱を再利用して手軽に作れるこの「ふんかき棒」が、私の経営では分娩舎の良好な環境保持と疾病防止・事故率低減対策に一役買っています。

(筆者：鹿児島県肝付町・養豚一貫経営)

あいであ & アイデア